

委 託 契 約 書

(以下「乙」と

(業務の内容)

第1条 甲は乙に対し、新潟県立上越特別支援学校のボイラーの運転及び保守(以下「業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

(業務の遂行)

第2条 乙は別紙委託業務仕様書に基づき、誠実に業務を実施しなければならない。

(委託の期間)

第3条 業務の委託期間は、令和8年11月24日から令和9年3月19日までとする。

(委託料)

第4条 業務の委託料は、下記に掲げる1時間当たり単価に運転時間（運転するために従事した時間を含む。）を乗じた額とする。

1時間あたり単価 円(うち消費税額及び地方消費税額 円)

(権利の譲渡等の制限)

第5条 乙は、第三者にこの契約に定める権利を譲渡し、又はこの契約に定める義務を引き受けさせてはならない。また、義務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りではない。

(費用の負担)

第6条 乙が業務を実施するために必要な用水、電気及び燃料は甲が負担するものとする。

(施設等の使用承認)

第7条 乙は甲の承認を得て、甲の指示する施設又は備品を使用することができる。

2 甲は、乙の作業員が使用する控室及び器具資材置場を無償で提供するものとする。

(作業員の監督)

第8条 乙はこの契約締結後速やかに、別紙「ボイラー運転業務にかかる派遣職員の届書」を甲に提出しなければならない。

2 乙は、作業員の身上及び規律の遵守について一切の責めを負い、甲が適当でないと認めた者は作業に従事させないものとする。

3 作業員が業務に従事するときは、一定の服装及びバッチ等を着用し、乙の作業員であることを明らかにするものとする。

(実地調査等)

第9条 甲は必要があると認めるときは、業務の実施状況を実地に調査し、乙に対して報告

若しくは資料の提出を求め、必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

第 10 条 業務の実施により生じた損害は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたものはこの限りではない。

2 業務の実施により乙が第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたものはこの限りではない。

(報告書の提出)

第 11 条 乙は業務の実施状況について、毎日の勤務時間終了後、別に定める様式により速やかに甲に提出しなければならない。

(委託料の支払)

第 12 条 乙は、毎月、前月分の業務実績を集計し、甲に請求するものとする。

2 甲は乙から適正な請求書を受領したときは、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告しないでこの契約を解除することができる。また、契約を解除したことにより乙に生じた一切の損害について、甲はその責任を負わない。

(1) 乙がこの契約に違反したとき、又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。

(2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(3) 乙が正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

2 乙は、前項の定めによる義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

第 14 条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条第 1 項若しくは第 2 項(第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該排除措置命令の日から 1 年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを

知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

(5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前2項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙はこの契約の遂行により知り得た甲の業務上の一切の情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。また本条の規定は、この契約終了後も引き続き効力を有する。

(疑義等の決定)

第 16 条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、
甲乙協議の上、決定する。

この契約成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする(本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。)。

令和 年 月 日

(甲) 上越市大和6丁目4番37号

新潟県

新潟県立上越特別支援学校長

長谷川 修

(乙)